

お知らせ版



1 2015
/ 15
No.262

棚倉町役場
企画情報課 ☎33-2112

寝具類等洗濯乾燥消毒サービスを行います

布団や毛布などの寝具類を干したり、洗濯したりすることが困難な方に対して、衛生を保つための洗濯及び乾燥消毒のサービスを行います。

- ▶対象者 ①65歳以上の一人暮らしで、寝具類の衛生管理が困難な方
②高齢者（65歳以上）のみの世帯で、寝具類の衛生管理が困難な方
③身体障がい者等(身体が不自由な方)で、寝具類の衛生管理が困難な方
(家族により衛生管理が行われている方は除きます。)

- ▶方法 一人につき、下記の品物を3点まで申し込みます。

掛け布団・敷き布団・毛布・二重毛布・羽毛布団・羊毛布団・かい巻き・肌掛け・丹前（座布団、こたつ布団等は、該当しません。）

ただし、羽毛布団・羊毛布団を申し込みの方は、その他のもの1点の併せて2点までとなります。

[例] 掛け布団、敷き布団、二重毛布の3点 羽毛布団、二重毛布の2点 羊毛布団、二重毛布の2点

- ▶実施日 預かり…2月12日(木) 配達…2月19日(木)
▶料金 経費の3割
▶申込方法 申請が必要ですので健康福祉課高齢者係(保健福祉センター内)、地域包括支援センター(町社会福祉協議会内)、担当ケアマネージャー、または民生委員へお申し込みください。
▶申込期限 2月4日(水)
▶その他 替え布団が必要な方については無料で布団を貸し出しますので、併せてお申し込みください。
▶お問い合わせ 健康福祉課 高齢者係 ☎33-7801

国民年金の第一号被保険者の皆様へ 国民年金基金制度のご案内

- ・国民年金基金は、自営業、農業などの国民年金の第一号被保険者の方々がゆとりある老後を過ごせるよう、国民年金に上乘せする公的な年金制度です。
 - ・加入できるのは、国民年金に加入している20歳以上60歳未満の方及び60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している方です。
 - ・加入は任意で、いろいろな年金の種類から、現在の状況や将来設計にあわせて選ぶことができます。
 - ・年金受給前や保証期間内にお亡くなりになった場合、ご家族に一時金が支払われます。(保証がないタイプの年金もご用意しています)
 - ・掛金は全額社会保険料控除、受け取る年金は公的年金控除の対象になり、税制面で優遇されます。
 - ・60歳以上65歳未満の任意加入されている方も加入することができます。
- ▶国民年金基金に関するお問い合わせ
福島県国民年金基金 ☎0120-65-4192

住民税及び所得税の申告相談を実施します

平成27年度住民税(町県民税)及び平成26年分所得税の申告期限は3月16日です。
町では、2月13日から3月16日まで、申告相談を実施いたします。
相談をご希望の方は会場までお越しください。
なお、個人宛の通知はしておりませんのでご注意ください。

1. 申告をしなければならない方

平成27年1月1日現在で棚倉町に居住している方は、平成26年1月から12月までの収入(所得)を申告しなければなりません。また、国民健康保険の被保険者は、収入がない場合でも国民保険税に関する申告が必要です。

営業等(その他の事業を含む)、農業、給与、不動産、配当、利子、雑、山林、譲渡、一時所得 等

- 平成23年度税制改正により、公的年金等を受給されている方で年金等収入金額が400万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得が20万円以下であれば、所得税の確定申告は必要なくなりました。ただし、公的年金等の源泉徴収票に記載されていない控除(医療費控除、生命保険料控除、扶養控除等の追加)を受ける場合には、住民税の申告が必要となります。住民税の申告を行わなかった場合、次年度の住民税が本来納めるべき金額より高くなる可能性があります。
- 未申告者は推計により課税されます。そのため各所得控除が受けられず、余分な税金を納めることとなりますので、必ず申告してください。

2. 申告相談に来なくてもよい方

- 収入が給与のみで勤務先で年末調整の済んでいる方
- 税務署で所得税の確定申告をされる方
- 申告書作成を税理士等に依頼している方
- 所得税の確定申告書を自分で作成し税務署に郵送する方、又はe-Taxにより電子申告する方

3. 申告相談当日持参するもの

- 印鑑
- 給与所得者の方は、給与の源泉徴収票
- 公的年金受給者の方は、年金の源泉徴収票
- 農業を営んでいる方や、営業(その他の事業を含む)収入、不動産収入、山林収入のある方は、収支を記載した帳簿書類が必要です。(ただし、収支内訳書を自分で作成してくる方は不要です。)
- 土地や家屋の譲渡等がある方は、買取証明書または売買契約書等及びその譲渡に伴い支出した費用がある場合は領収書など
- 生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料・地震(旧長期損害)保険料の払込証明書など
- 社会保険等の任意継続の場合は保険料の領収書、国民年金・農業者年金保険料等の領収書
- 医療費控除を受ける方は、医療機関等の領収書

控除額は、支払医療費から、高額医療費や保険会社などから給付された金額及び10万円か総所得金額等の5%のいずれか小さい額を差し引いた金額となります。

- はじめて住宅借入金等特別控除を受ける方は、住民票・登記簿謄本・借入金の年末残高証明書・工事請負契約書又は工事代金の領収書・認定長期優良住宅の場合は認定通知書の写し及び住宅用家屋証明書、2年目以降の方は、借入金の年末残高証明書・住宅借入金等特別控除申告書
- 税務署から申告用紙が届いた方はその申告用紙
- 申告者の金融機関の通帳及び通帳印(口座振込による納付又は還付の場合必要となります。)

申告相談 受付日程表

会場：役場正庁（3階）

受付時間：午前8時20分～午後4時30分
(正午～午後1時の間は、受付はしていますが、
相談は午後1時以降になります。)相談時間：
午前8時30分～正午
午後1時～5時

◎受付を午前中に済ませても、申告相談の進みぐあいによっては午後の相談となる場合がありますのでご了承下さい。

◎お住まいの地区の受付日に相談できない場合は、2月22日、3月8日、13日、16日でも相談できます。

受付月日	曜日	行政区名	受付月日	曜日	行政区名
2月13日	金	給与または年金のみの方の還付申告 (社川・高野・近津山岡地区)	3月2日	月	堤・金沢内・小菅生
2月16日	月	給与または年金のみの方の還付申告 (棚倉地区)	3月3日	火	棚倉(1・8区)
2月17日	火	瀬ヶ野・小爪・祝部内・富岡	3月4日	水	棚倉(2区)・館ヶ丘
2月18日	水	山際・福岡・強梨・大梅・漆草・戸中	3月5日	木	棚倉(3・5区)
2月19日	木	寺山・双ノ平・塚原	3月6日	金	棚倉(4・11区)・堀川
2月20日	金	八槻(1・2・3・4区)	3月8日	日	全地区(地区指定はありません)
2月22日	日	全地区(地区指定はありません)	3月9日	月	棚倉(6・7区)
2月23日	月	八槻(5・6区) 祖父岡・山田・岡田	3月10日	火	棚倉(9・13区)
2月24日	火	下山本・上手沢・下手沢	3月11日	水	棚倉(10・12区)
2月25日	水	中山本・北山本・流	3月12日	木	棚倉(14・15区)
2月26日	木	上台・板橋・玉野・福井	3月13日	金	全地区(地区指定はありません)
2月27日	金	一色・逆川・天王内	3月16日	月	全地区(地区指定はありません)

◎還付申告について

2月13日、16日に限って還付のための申告を受け付けます。

なお、2月13日は社川・高野・近津山岡地区、2月16日は棚倉地区の方となっております。

(収入が給与または年金のみの方だけの還付申告となりますので、その他の申告は受付いたしません。)

◎休日(2月22日(日)及び3月8日(日))の相談日を設けておりますが、白河税務署が休みのため、相談内容によっては一日で終わらない場合があります。

後日、改めて相談となる場合がありますのでご了承ください。

◎申告書や収支内訳書等は申告会場に備えてあります。

事前に必要な方は、税務課の窓口にて用紙を準備しておりますのでご利用ください。

◎災害や団体等に対する寄付金又は義援金を支出した方は、寄付金控除が受けられる場合があります。団体等が発行する領収書、受領書、預かり証、加えて義援金等の場合は専用口座であることが確認できる新聞記事又は募金要綱等の写し、振込依頼書の控又は郵便振替の半券(ともに原本に限る)を持参して下さい。

■お問い合わせ 棚倉町役場税務課 ☎33-2118

要介護認定者の所得税障害者控除について

身体障害者手帳等の交付を受けていなくても、65歳以上で所得税法や地方税法で定める身体障害者に準じていれば、町が認定することにより控除が受けられます。

町では、要介護認定調査時の日常生活自立度等により該当される方には、1月下旬に認定証を送付いたしますので、確定申告時にご使用ください。

▶お問い合わせ 健康福祉課 高齢者係 ☎33-7801

白河税務署からのお知らせ

申告書作成・提出会場について

▶ **会 場**

白河市産業プラザ人材育成センター 2階講堂
(税務署隣り、旧白河地域職業訓練センター)

▶ **開設期間**

2月2日(月)～3月16日(月)
午前9時～午後4時

- (注) 1 土・日・祝日は開催しておりません。
2 会場では、「手引き」や「パソコン」を利用して、ご自分で申告書などの書類を作成していただきます。
3 午後3時以降は混雑しますので、早い時間帯にお越しください。

東日本大震災で被害を受けられた方へ

次に該当する方などの住宅や家財などに損害を受けられた方は、所得税の軽減等を受けられる場合がございますので、お早目のご相談と手続きをお願いいたします。

- ・雑損控除の申告がお済みでない方
- ・雑損控除の申告がお済みで、平成25年分の所得金額から引ききれない損失(繰越損失)があった方

▶ お問い合わせ 白河税務署 ☎0248-22-7111

パソコンで確定申告 ～国税庁ホームページからe-Tax～

所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税・贈与税の申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して、e-Tax(国税電子申告・納税システム)へ送信できます。(確定申告書等作成コーナーは「確定申告特集ページ」からご覧ください。)

所得税及び復興特別所得税の確定申告期間中は、24時間いつでもe-Taxを利用可能です。(ただし、メンテナンス時間を除きます。)

▶ **国税庁ホームページ**

<http://www.nta.go.jp>

▶ **お問い合わせ**

白河税務署 ☎0248-22-7111

e-Taxをご利用いただくメリット

① **自宅からネットで申告**

税務署に行かずに、自宅からネットで提出できます。

② **添付書類の提出省略**

確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票は、その記載内容(病院等の名称、支払金額等)を入力して送信することにより、これらの書類の提出又は提示を省略することができます。

③ **還付がスピーディー**

e-Taxで申告された還付申告は3週間程度で処理されます。

④ **確定申告期間中は、24時間利用可能**

町内放射線測定値を報告します

総合体育館	赤館公園	14区コミュニティセンター
12/24 0.13/0.16	12/24 0.14/0.15	12/24 0.14/0.23
花園集会所	中豊駅前	金沢内野球場
12/24 0.11/0.13	12/24 0.12/0.12	12/24 0.20/0.22
板橋集会所	一色集会所	堤集会所
12/24 0.13/0.15	12/24 0.21/0.36	12/24 0.13/0.19
小菅生集会所	富岡・三森線 瀬ヶ野入口	小爪・祝部内集会所
12/24 0.19/0.23	12/24 0.21/0.19	12/24 0.13/0.16
山際集会所	下大梅集会所	漆草集会所
12/24 0.15/0.18	12/24 0.12/0.10	12/24 0.15/0.17
八槻第4集会所	中山本集会所	山本不動尊駐車場
12/24 0.12/0.16	12/24 0.13/0.13	12/24 0.16/0.31
双ノ平屯所	下流集会所	山田集会所
12/24 0.09/0.10	12/24 0.13/0.14	12/24 0.09/0.11

※左:地上1m/右:地上10cmでの測定値(単位:μSv/h)

▶ お問い合わせ 住民課 ☎33-2116

軽自動車税の手続きはお早めに!

軽自動車税は、毎年4月1日現在所有している方に課税されます。譲渡や死亡等による所有者の変更、または廃車等の手続きをしていない方は、お早めにお手続きください。

▶ **お問い合わせ**

税務課 課税徴収係 ☎33-2118

1月の心配ごと相談(弁護士) 日程が変更になりました

日 時 1月26日(月) 午前10時30分～午後3時
場 所 保健福祉センター 相談室

2月の心配ごと相談のご案内

	民生委員	弁護士
開 催 日	9日(月)	19日(木)
時 間	午前9時～正午	午前10時30分～午後3時
場 所	保健福祉センター	相談室
お問い合わせ	町社会福祉協議会	☎33-2623

